木村家住宅整備活用事業

基本協定書（案）

令和８年 11 月４日

八尾市

【注：優先交渉者がSPCを設立しない場合は、必要な修正を行います。】

木村家住宅整備活用事業　基本協定書（案）

木村家住宅整備活用事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、八尾市（以下「甲」という。）と、●●グループの代表企業である●●、その他の構成企業である●●及び●●、並びに協力企業である●●及び●●（以下、代表企業、その他の構成企業及び協力企業を総称して「乙」という。）は、本事業を対象とした公募型プロポーザルにより乙が本事業の優先交渉権者として選定されたことを確認し、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的として、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「運営権」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第２条第７項に定義される公共施設等運営権をいい、本事業においては、木村家住宅の整備が完了した後、設定する予定であるもの。

(2)　「事業者」とは、PFI法第16条及び実施方針条例に基づき本事業を実施する特別目的会社をいう。

(3)　「木村家住宅」とは、本事業の対象である木村家住宅の主屋等及び事業用地内に新築する予定の別棟、並びに附属する設備、敷地内の外構等全てをいい、運営権設定までに甲において整備する予定であるものをいう。

(4)　「協力企業」とは、事業者に出資を予定していない者で事業者から直接、業務の一部を受託ないしは請け負う予定の者その他の法人をいう。

(5)　「構成企業」とは、乙を構成する法人のうち事業者に出資を予定している者を個別に又は総称していう。

(6)　「参加表明書等」とは、乙が募集要項等に基づいて参加資格審査のために甲に提出した令和８年12月●日付参加表明書（その添付書類等を含む。）をいう。

(7)　「事業期間」とは、令和12年10月１日から令和22年９月30日までの期間をいう。

(8)　「実施契約」とは、本事業の実施に関して、甲と事業者との間で締結される木村家住宅整備活用事業 公共施設等運営権実施契約書をいう。

(9)　「実施方針条例」とは、木村家住宅の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和８年八尾市条例第●号）をいう。

(10)　「代表企業」とは、構成企業のうち乙を代表する企業として参加表明書等の提出を行った●●をいう。

(11)　「募集要項等」とは、令和８年11月●日付で公表された本事業に係る募集要項、要求水準書、実施契約書（案）、基本協定書（案）、優先交渉権者決定基準及び様式

集並びにその他の本事業を実施する事業者の選定手続に関して甲が公表し又は乙に提示した資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後本協定締結日までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。）をいう。

(12)　「本件提案」とは、乙が令和●年●月●日付で甲に提出した本事業の実施に係る提案審査書類一式、提案審査書類に関する甲からの質問書に対する回答書その他提案審査書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出して受理されたその他一切の資料をいう。

（基本的合意）

第２条　甲及び乙は、本事業に関して、公募型プロポーザル方式による選定手続（以下「本選定手続」という。）により、乙が本事業を実施する優先交渉権者として決定されたことを確認する。

２　乙は、募集要項等の内容を十分に理解しこれに同意したこと、及び募集要項等に記載の条件を遵守の上甲に対し本件提案を提出したものであることを確認し、本件提案に記載の内容を誠実に履行するものとする。

３　乙は、本選定手続において設置された選定委員会が本件提案に関して述べた意見、その他甲からの要望事項を尊重しなければならない。ただし、意見又は要望事項が募集要項等に記載の条件から逸脱している場合は、この限りではない。

（特別目的会社の設立）

第３条　乙は、令和９年３月 31 日を目途に、募集要項等、本件提案及び次の各号の定めに従って事業者として特別目的会社を設立し、設立後速やかに事業者の履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを事業者から甲に提出させる。その後登記事項、定款又は株主名簿が変更された場合も同様とする。

(1)　事業者は会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）に定める株式会社とし、本店の所在地を八尾市内とする。

(2)　事業者の資本金は【●】円以上とする。

(3)　事業者の定款の目的には、本事業の遂行に必要な事項のみを記載する。

(4)　事業者は、会社法第 107 条第２項第１号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第２条第 17 号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第 243 条第２項第２号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第 107 条第２項第１号ロに定める事項及び同法第 140 条第５項但書に定める事項については、定款に定めてはならない。

(5)　事業者における事業年度は、毎年４月１日を始期とし、翌年３月 31 日を終期とする１年間とする。ただし、最初の事業年度の始期は事業者の設立日とする。

(6)　事業者は、会社法第 326 条第２項に基づき、定款の定めによって取締役会及び監査役を設置しなければならない。

(7)　構成企業は、事業者に対して必ず出資するものとし、構成企業の議決権保有割合

の合計が（種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後の双方において）50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大でなければならない。

2　事業者は、設立後速やかに、別紙１の様式の確認書を甲に提出するとともに、選任された取締役及び監査役の氏名、選定された代表取締役の氏名並びに会計監査人を選任した場合は当該会計監査人の氏名又は名称を甲に通知する。取締役、監査役、代表取締役又は会計監査人の変更がなされた場合も同様とする。

3　代表企業及びその他の構成企業は、第１項各号の規定に反することとなるような事業者の定款変更を行わせてはならず、また、甲の事前の同意がある場合を除き、事業者に合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割又は事業譲渡その他会社の組織の変更を行わせてはならない。

（事業者の株主）

第４条　代表企業及びその他の構成企業は、第３条第１項の規定に基づき事業者を設立するにあたり、別紙２に代表企業及びその他の構成企業の出資分として記載されている株数及び金額の出資を行う。

2　乙は、事業者の増資により第３条第１項第２号の条件を満たすことを計画している場合、事業者の設立時において、代表企業及び増資時における出資予定者から甲に対し、増資計画書を提出させるものとする。

3　代表企業及びその他の構成企業は、次の各号の事項を誓約し、かつ、事業者の設立時、実施契約の締結及びその後の株主又は資本金の変更時において、その時々の事業者の各株主をして、次の各号の事項を誓約させるとともに、その後の株主又は資本金の変更後直ちに、別紙３の様式の株主誓約書を提出させなければならない。

(1)　事業者の株主構成に関し、事業期間が終了するまでの間、代表企業及びその他の構成企業の議決権保有割合の合計が（種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後の双方において）50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大となることを維持すること。

(2)　事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合には、各株主は、これらの発行を承認する株主総会において、前号に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

(3)　事業者の各株主は、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。

(4)　事業者の各株主は、甲の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に別紙３の様式の株主誓約書と同様の内容の誓約書を事前に甲に提出させること。

(5)　事業者の各株主は、事業者が募集要項等及び本件提案に従って本事業を遂行していない場合、実施契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲の要求に従って、甲と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を甲に提供すること。

4　事業者の各株主は、前項各号の誓約事項の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。事業者の株主に変更が生じた場合には、事業者の各株主は、当該新株主を株主間契約の当事者に含める旨の変更を行い、変更後速やかに、変更後の株主間契約の原本証明付写しを甲に提出しなければならない。

5　事業者の各株主が第３項第４号の規定に従って事業者の議決権株式等を第三者に譲渡する場合には、当該第三者をして、本協定に基づく譲渡人の権利義務を承継させなければならない。

6　代表企業の変更は原則として認められない。ただし、実施契約の締結後に限り、甲がやむを得ないと認めた場合は、甲の事前の書面による承諾を条件として、代表企業を変更することができる。

（実施契約の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定に従い、実施契約の締結に向けて誠実に協議するものとし、速やかに甲と事業者の間で実施契約が締結されるよう最大限の努力をする。

2　甲及び乙は、実施契約の締結にあたり募集要項等及び本件提案についてその内容を確定することが困難な事項がある場合は、募集要項等において示された本事業の目的、理念に照らしてその内容を明確化することとし、甲から請求があった場合には、乙は速やかに本件提案の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料（提案金額の内訳書を含む。）その他の書面及び情報を提出する。

3　甲及び事業者は、令和９年７月を目途として実施契約を締結する。

4　第１項及び前項の規定にかかわらず、実施契約の締結までに、乙のいずれかに次の各号に定める事由（第１号から第５号までについては本事業の優先交渉権者決定手続に関して生じたものに限る。）が生じたときは、甲は実施契約を締結しないことができる。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第７条第１項若しくは同条第２項（同法第８条の２第２項及び同法第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、同法第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第 17 条の２又は同法第 20 条第１項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項において読み替える場合及び第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、同法第７条の９第１項若しくは第２項、又は第 20 条の２ないし６のいずれかの規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課

徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき（同法第７条の２第２項において読み替える場合及び同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）。

(4)　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第４条、又は独占禁止法第 89 条第１項第１号若しくは同条第２項（ただし、同条第１項第１号に係るものに限る。）の規定による罪の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（事業者乙の構成員の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

(6)　乙の構成員又はその役員等（乙の構成員の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下、本条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき。

(7)　暴力団員又は暴力団密接関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

(8)　乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(9)　乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。

(10)　乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(11)　下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第６号から第 10 号に規定する行為を行う者、入札参加停止措置を受けている者又は八尾市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第１項に規定する誓約書違反者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

５　甲は、第１項及び第３項の規定にかかわらず、乙が募集要項等に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は乙が募集要項等に定める参加資格要件を欠くに至ったとき（ただし、代表企業以外の構成企業又は協力企業が参加資格を欠くに至った場合において、乙がこれに対応する手当てを行い、甲の承諾を得た場合を除く。）は、実施契約を締結しないことができる。

6　乙は、乙が募集要項等に基づいて甲に提出した参加表明書等の内容につき、虚偽の記載がないことを表明及び保証する。甲は、第１項及び第３項の規定にかかわらず、乙が提出した参加表明書等に虚偽の記載があったと認められるときは、実施契約を締結しないことができる。

7　甲及び乙は、実施契約を締結した後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（運営権の設定）

第６条　甲は、募集要項等及び本件提案に基づき、木村家住宅の整備が完了することを条件とした運営権設定に係る八尾市議会の議決を経た上で、木村家住宅の整備が完了した後、運営権設定の手続きを行う。

2　前項の運営権は、実施契約で別途定める停止条件の全てが成就することをもって、その効力が発生するものとする。

3　運営権に関するその他の事項については実施契約の定めるところに従う。

（準備行為）

第７条　乙は、事業者の設立又は実施契約の締結前であっても、自らの費用と責任において募集要項等及び本件提案を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2　乙は、事業者の設立後速やかに、前項に規定する乙が行った準備行為を事業者に引き継ぐものとする。

3　乙は、第１項に規定する準備行為において、本件提案において募集要項等を満たさないおそれのある部分があることが判明した場合は、実施契約の締結の前後を問わず事業者の責めに帰すべき事由に基づく変更として、当該部分について募集要項等を充足するために必要な変更その他の措置を講じるものとする。

4　乙は、前項の変更その他の措置について本事業の遂行に影響が生じないように対応しなければならない。

（設計業務等に対する提案等）

第８条　乙は、前条第１項の準備行為として、募集要項等及び本件提案を踏まえ、甲が実施する木村家住宅の設計業務等に対して提案等を行うものとする。

2　前項の提案等に要する費用は、乙の負担とする。

（業務の委託等）

第９条　乙は、事業者をして、別紙４に記載された本事業に関する各業務について、別紙４記載の者（以下「受託者等」という。）にそれぞれ委託し、又は請け負わせるものとし、別紙４記載の期限を目途に、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめ、契約締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させる。

2　乙は、前項の委託又は請負に係る契約の内容が募集要項等及び本件提案に従ったものとなるように、受託者等をして誠実に業務を遂行させなければならない。

（実施契約の不成立）

第１０条　甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権設定に係る八尾市議会の議決が得られない場合を含む。）により、実施契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（違約金）

第１１条　前条の規定にかかわらず、乙のいずれかについて、本事業の優先交渉権者決定手続に関して第５条第４項第１号ないし第５号のいずれかの事由が生じたときは、実施契約の締結若しくは不締結にかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、実施契約に基づき甲が乙に支払う負担金及び運営権対価の合計額の 100 分の５に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　第５条第４項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する金額に加えて、実施契約に基づき甲が乙に支払う負担金及び運営権対価の合計額の 100 分の５に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)　第５条第４項第３号に規定する納付命令が確定し、独占禁止法第７条の３第１項又は第２項の規定の適用があるとき。なお、同条第１項及び第２項の両方の規定の適用があるときは、前項の違約金に付加して支払う金額は実施契約に基づき甲が乙に支払う負担金及び運営権対価の合計額の 100 分の 10 に相当する金額とする。

(2)　第５条第４項第２号に規定する排除措置命令、第５条第４項第３号に規定する納付命令又は第５条第４項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかとなったとき。

３　乙は、本協定の履行を理由として、前各項の違約金を免れることはできない。

４　乙が第１項及び第２項に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払の違約金の額に１日につき 1,000 分の１の割合を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

５　第１項、第２項及び第４項の規定は、甲に生じた損害額が第１項及び第２項に規定する違約金額を超える場合において、甲が乙に対しその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

（秘密保持）

第１２条　本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者（事業者を除く。）に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

(1)　開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報

(2)　開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら適法に保有していた情報
(3)　開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
(4)　開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
(5)　裁判所等により開示が命ぜられた情報
(6)　甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

２　本協定の各当事者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

３　前項の場合において、本協定の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第１３条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

（本協定の変更）

第１４条　本協定は、甲及び乙全員の書面での合意がなければ変更することができない。

（本協定の有効期間）

第１５条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の末日までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第 10 条から第 13 条まで、本条本項及び第 16 条から第 18 条までの規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

（協議）

第１６条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本協定の当事者は誠意をもって協議により解決するものとする。

（準拠法）

第１７条　本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（裁判管轄）

第１８条　本協定に関する紛争（調停を含む。）については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

［以下余白］

以上を証するため、本協定書●通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和９年３月●日

甲：八尾市

乙：

代表企業

構成企業

構成企業

協力企業

協力企業

別紙１　事業者の確認書

確　認　書

【事業者】は、木村家住宅整備活用事業に関し、八尾市と、優先交渉権者の代表企業、その他の構成企業及び協力企業との間で令和９年３月●日付で締結された木村家住宅整備活用事業 基本協定書（以下「基本協定書」といいます。）の趣旨及び内容を了解したことを確認し、基本協定書の各条項を遵守することを誓約いたします。なお、特に明示のない限り、本確認書において用いられる用語の定義は、基本協定書に定めるとおりとします。

令和９年●月●日

事業者

別紙２　出資予定表

株主名	参加区分	引受株式数	出資引受額
●	代表企業	普通株式●株	●円
●	構成企業	普通株式●株	●円
●	構成企業	普通株式●株	●円
合計		普通株式●株	●円

別紙３　株主誓約書の様式

令和●年●月●日

八尾市長　殿

株　主　誓　約　書

●●、●●、●●及び●●（以下「当社ら」という。）は、●●（以下「事業者」という。）の株主として、八尾市（以下「市」という。）と当社らとの間で締結された令和９年３月●日付木村家住宅整備活用事業 基本協定書（以下「本協定」という。）第４条第３項に基づき、本日付をもって、市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、本協定に定めるとおりとします。

記

１．事業者が、令和●年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。

２．事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち●株を●●が、●株を●●が、及び●株を●●が、それぞれ保有していること。

３．事業者の本日現在における株主構成は、代表企業及びその他の構成企業である●●、●●及び●●の議決権保有割合の合計が（種類株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合は希薄化前及び希薄化後のいずれについても）50%を超えており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中単独で最大となっていること。

４．事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に定める議決権保有割合を維持することが可能か否かを考慮した上で、その保有する議決権を行使すること。

５．当社らは、事業期間中、その保有する事業者の議決権株式を継続して保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、議決権株式並びに議決権株式を対象とする新株予約権及び新株予約権付社債（以下「議決権株式等」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。以下「譲渡等」という。）を行わないこと。

6．当社らは、市の事前の書面による承諾を得て、その所有に係る事業者の議決権株式等に関する権利義務を譲渡しようとする場合には、当該譲受人に本誓約書と同様の内容の誓約書を事前に市に提出させること。

7．当社らは、事業者が募集要項等及び本件提案に従って本事業を遂行していない場合、実施契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、市の要求に従って、市と事業者との協議に参加し、事業者に関する情報を市に提供すること。

以　上

代表企業　●●

構成企業　　●●

構成企業　　●●

その他の株主　●●

別紙４　業務委託・請負企業一覧・契約締結期限

業務名	受託・請負企業名	契約締結期限